

武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月武蔵野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2 <u>第1項</u>に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>字句の追加</p>

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)から(3)まで (略)

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)から(3)まで (略)

字句の追加

2 から 7 まで (略)

(利用定員等)

第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

2 から 7 まで (略)

(利用定員等)

第 9 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 20 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の

字句の改正

字句の追加

数との合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指 定介護 予防小 規模多	指定認知症対 応型共同生活 介護事業所、 指定地域密着	介 護 職 員
--------------------------	--------------------------------------	------------------

2 (略)

(記録の整備)

第40条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指 定介護 予防小 規模多	指定認知症対 応型共同生活 介護事業所、 指定地域密着	介 護 職 員
--------------------------	--------------------------------------	------------------

字句の改正

機能型  
居宅介  
護事業  
所に中  
欄に掲  
げる施  
設等の  
いずれ  
かが併  
設され  
ている  
場合

型特定施設、  
指定地域密着  
型介護老人福  
祉施設又は指  
定介護療養型  
医療施設（医  
療法（昭和23  
年法律第205  
号）第7条第  
2項第4号に  
規定する療養  
病床を有する  
診療所である  
ものに限  
る。）

当該指定介護予防小規模多  
機能型居宅介護事業所の同  
一敷地内に中欄に掲げる施  
設等のいずれかがある場合  
（略）

7 から13まで （略）

（管理者）

第45条 （略）

2 （略）

3 前2項の管理者は、特別養  
護老人ホーム、老人デイサー  
ビスセンター（老人福祉法第  
20条の2の2に規定する老人  
デイサービスセンターをい  
う。以下同じ。）、介護老人  
保健施設、指定認知症対応型  
共同生活介護事業所、指定複  
合型サービス事業所（指定地  
域密着型サービス基準条例第

機能型  
居宅介  
護事業  
所に中  
欄に掲  
げる施  
設等の  
いずれ  
かが併  
設され  
ている  
場合

型特定施設、  
指定地域密着  
型介護老人福  
祉施設、指定  
介護療養型医  
療施設（医療  
法（昭和23年  
法律第205号）  
第7条第2項  
第4号に規定  
する療養病床  
を有する診療  
所であるもの  
に限る。）又  
は介護医療院

当該指定介護予防小規模多  
機能型居宅介護事業所の同  
一敷地内に中欄に掲げる施  
設等のいずれかがある場合  
（略）

7 から13まで （略）

（管理者）

第45条 （略）

2 （略）

3 前2項の管理者は、特別養  
護老人ホーム、老人デイサー  
ビスセンター（老人福祉法第  
20条の2の2に規定する老人  
デイサービスセンターをい  
う。以下同じ。）、介護老人  
保健施設、介護医療院、指定  
認知症対応型共同生活介護事  
業所、指定複合型サービス事  
業所（指定地域密着型サービ

字句の改正

字句の追加

字句の追加

193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。))第3条第1項で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第45条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経

ス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。))第3条第1項で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第45条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に

字句の追加

験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第46条に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を

携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第46条に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(記録の整備)

第64条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を

字句の追加

字句の改正



有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第71条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第72条に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第71条第2項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス等基準第72条に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

字句の追加

字句の追加

<p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型</u> <u>共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p>	<p>項の追加</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>字句の追加</p>

<p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>
---	---	--------------

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。